令和 2 年 4 月 8 日 在ガーナ日本国大使館 領事班 Dr. Hideyo Noguchi Street, West Cantonments, Accra, Ghana P.O.Box GP1637, Accra, Ghana

Phone: +233-(0)30-2765060 Fax: +233-(0)30-2762553

開館時間外 Phone: +233-(0)24-432-8173

在留邦人及び旅行者の皆様へ

リベリアの新型コロナウイルス対策について(その7):国家非常事態宣言(9日(木)から3週間)

在留邦人の皆様には、日頃より当館の業務につきご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

1 4月8日(水)午後,ウェア大統領が,明9日(木)から3週間,リベリア全土を対象とした国家非常事態(State of Emergency)を宣言しました。

(大統領の発言については、以下のリンクをご参照ください)

(https://www.facebook.com/micatliberia1/posts/4170280466319286? tn =K-R)

- 2 本国家非常事態宣言によって、州を超えての移動は禁止(モンセラード州とマーギビ州間の移動は例外)とする措置がとられます。また、モンセラード州、マーギビ州、ニンバ州及びグランクル州においては、10日(金)午後11時59分より14日間は、食料品の調達や医療関係などの必要最低限の用事での外出を除いては自宅に留まることとされています。この間、外出は1世帯あたり一人だけとし、1日1時間を上限とするとされています。
- 3 上記措置を踏まえ、十分に注意するとともに、リベリア政府によってどのような追加的な制限措置がとられるか現時点で不明であり、状況は今後も変わり得るので、最新の情報を確認してください。

(過去の領事メール)

- (その1) https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/000570860.pdf
- (その2) https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100008743.pdf
- (その3) https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100014622.pdf
- (その4) https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100018109.pdf
- (その5) https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100022290.pdf
- (その6) https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100026758.pdf

以上